

「選挙管理委員会について」

選挙管理委員会の設置

選挙は民主主義の基盤をなすものであり、国民にとっては民意を政治に反映させるため最も重要な政治参加の場です。

選挙管理委員会は、選挙の公正かつ適正な執行を確保するために、地方自治法に基づき、都道府県や市区町村に設置されている行政委員会、一般行政の執行機関である知事や市町村長から独立した執行機関となっています。

主な職務

- 衆議院議員、参議院議員、県知事、市長、県議会議員、市議会議員の各選挙の執行
- 最高裁判所裁判官国民審査の執行
- 農業委員会委員選挙、海区漁業調整委員会委員選挙の執行
- 選挙人名簿の調製及び保管
- 選挙啓発に関する事務
- 直接請求に関する事務
- 裁判員候補者予定者の選定に関する事務
- 検察審査員候補者の選定に関する事務

組 織

選挙管理委員会は、議会で選挙された4人の委員をもって組織されています。任期は4年となっています。

委員長	中村 達三
委員 (委員長職務代理者)	野村 政晴
委員	黒川 澄夫
委員	菅井 正昭